

第 1 章 総括研究報告書

医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の 実態把握に関する研究

研究代表者 山縣然太郎（山梨大学大学院総合研究部医学域基礎医学系社会医学講座 教授）

1. 研究目的

本調査は、「成年後見制度利用促進基本計画」及び「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」を踏まえ、医療機関が成年後見人や身元保証人に求める役割や支援の内容、医療機関職員の制度理解の状況といった実態把握を行うことを目的とした。

2. 研究概要

医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究

1) 「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」班の研究経過報告

本研究班では、病院に勤務する医療従事者が成年後見人や身元保証人に求める役割や支援の内容、病院職員の制度理解の状況といった実態把握を行うことを目的とし、各都道府県で6,102施設を選別し、約3万5千の医療従事者および事務職員に「成年後見人に関する調査」と「身元保証人に関する調査」を実施した。

そこで「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」研究班における調査方法、分析結果、残された課題など平成29年度の研究終了までのプロセスに関する経過報告を行う。今後、平成30年度の計画策定の一助になることが期待される。今後も引き続き、課題の検討とそれに必要な分析結果や統計情報等の提供を実施する。さらに次年度計画に向けた、病院規模ごとのモデル事業を明確にしていく予定である。

2) 「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」班の調査結果報告

本調査は、「成年後見制度利用促進基本計画」及び「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」を踏まえ、医療機関が成年後見人や身元保証人に求める役割や支援の内容、医療機関職員の制度理解の状況といった実態把握を行うことを目的とした。

調査対象は、全国の調査対象医療機関に所属する院長、医師、看護師、医療ソーシャルワーカー、事務職である。調査内容は、成年後見人に関する調査として、成年後見制度につい

ての知識、成年後見制度を利用している患者を担当した経験、医療にかかわる意思決定が困難な患者への対応、成年後見人に医療行為の意思決定の支援をしてもらった事例、意思決定が困難な患者に対して適切な医療が提供できるようにするために必要な対応等である。また身元保証人に関する調査では、身元保証人等の役割、身元保証人等が得られない場合の対応、身元保証等高齢者サポート事業の活用等である。

調査方法は、質問紙調査を平成 29 年 9 月から 10 月に実施した。医療機関毎の配布枚数は、各種病院（4,602 箇所）へは成年後見人に関する調査票 6 枚と身元保証人に関する調査票 1 枚、一方、有床および無床診療所（1,500 箇所）へは成年後見人に関する調査票 1 枚と身元保証人に関する調査票 1 枚を配布した。またヒアリング調査を平成 30 年 1 月から 2 月に実施した。成年後見人へ医療行為の同意を求めたケースの詳細な実態把握および身元保証人を求めるようになった経緯や身元保証人に求める役割についての詳細な実態把握を行うため、質問紙調査に回答した個人へヒアリング調査を実施した。

3. 調査結果のまとめと今後の課題

成年後見人に関する事項では、医療にかかわる意思決定が困難な患者への対応についての規定や手順書がない医療機関が多く、規定のない中で個別の対応を求められている現状がうかがえた。医療にかかわる意思決定が困難な患者への対応では「医療行為の同意」に苦慮しており、医療行為の同意を、成年後見人に求めている現状もうかがえた。今後、成年後見人は身上監護の点から、医療行為の意思決定の支援に参加してもらうことが望まれる。そのためには、成年後見制度の理解の促進やアドバンス・ケア・プランニングの推進が重要である。加えて、医療機関の種別によって、医療にかかわる意思決定が困難な患者への対応についての規定や手順書の有無、成年後見制度を利用している患者を担当した経験、医療にかかわる意思決定が困難な患者への対応における困りごと等が異なることが示唆された。医療機関によって環境要因や人的要因が大きく異なることを考慮して、医療機関規模別、機能別に好事例の調査を実施し、それぞれのモデル事例を周知することが望まれる。

一方、身元保証人に関する事項では、多くの医療機関において、入院時に身元保証人等を求めることは慣習として広まっており、身元保証人等は医療費の支払いから日常の世話までを網羅する家族と同様の役割を求められていることがうかがえた。身元保証人等がいなことが入院を拒否する正当な理由に該当しないことが認識されていない医療機関がある可能性も示唆されたため、身元保証人等が得られない場合の入院がどのようなプロセスを経て入院に至っているのか、また入院を拒否するプロセスについてのヒアリング調査が望まれる。身元保証等高齢者サポートについては、医療機関の規模や機能によって活用している身元保証等高齢者サポート事業の提供者や、利用サービス内容に差異がある可能性が示唆されたため、医療機関の規模別、機能別にどのような差異があるのかを詳細に調査をし、現状のサービスで活用されている部分と不足している部分を整理していく必要がある。

班員・担当者一覧

	氏 名	所 属 機 関	職 名
研究代表者	山縣 然太郎	山梨大学大学院 総合研究部 医学域 社会医学講座	教授
研究分担者	田宮 菜奈子	筑波大学 医学医療系ヘルスサービスリサーチ分野	教授
	武藤 香織	東京大学医科学研究所 公共政策研究分野	教授
	篠原 亮次	健康科学大学 健康科学部 理学療法学科 公衆衛生・疫学分野	教授
研究協力者	橋本 有生	早稲田大学 法学学術院	准教授
	齋藤 祐次郎	齋藤祐次郎法律事務所	所長
	秋山 有佳	山梨大学大学院 総合研究部 医学域 社会医学講座	助教
	山崎 さやか	健康科学大学 看護学部 看護学科	助手

A. 研究目的

成年後見制度は、平成 11 年の民法等の改正により、従来の禁治産・準禁治産制度を改正して、平成 12 年に導入された。成年後見制度の導入後、その利用者は増加しているものの、当該制度を利用していない認知症、知的障害、精神障害のある人も多く存在している。今後、認知症高齢者の増加などにより、成年後見制度の利用が必要となる人の大幅な増加が見込まれる中、国民がより広く、また、安心して当該制度を利用できるようにするための対応が必要となっている。

近年、医療や救急等の現場において、身寄りのない高齢者等、本人に代わって判断をする親族がいない場合に、必要な対応がなされないケースも生じているとの指摘もある。医療、介護等を受けるにあたり意思を決定することが困難な人が、円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするために、成年後見人の職務を含めた支援のあり方を検討する必要がある。

平成 28 年 4 月、議員立法により、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が成立し、平成 29 年 3 月には「成年後見制度利用促進基本計画」が策定された。当該基本計画には、平成 29 年 1 月に提出された「成年後見制度利用促進基本計画の案の作成に当たって盛り込むべき事項」を踏まえ、「医療や福祉関係者等の合意を得ながら、医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を指針の作成等を通じて社会に提示し、成年後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう、できる限り速やかに検討をすすめるべきである。」という記載がある。

当該検討を行うにあたり、医療従事者が成年後見制度について理解していることが必要だが、実態が不明である。加えて、意思決定支

援に成年後見人が関与する場合には、成年後見人が、支援に必要な本人の置かれた状況の変化やそれに伴う意思の経過等を熟知している必要があるが、その実態が不明である。

また、平成 29 年 1 月に内閣府・消費者委員会の「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」では、病院等が身元保証人等に求める種々の役割を分析分類し、必要に応じて病院等や都道府県等に対応指針を示すなどの適切な措置を講じることが求められている。加えて、求められる役割に対応する既存の制度やサービスが無い場合には、必要な対応策を検討することが求められている。

そこで本研究は、病院に勤務する医療従事者が成年後見人や身元保証人に求める役割や支援の内容、病院職員の制度理解の状況といった実態把握を行うことを目的とする。

B. 研究方法と結果

1. 調査対象

全国の調査対象医療機関に所属する院長、医師、看護師、医療ソーシャルワーカー、事務職を対象とした。

2. 調査事項

【成年後見人に関する調査】

成年後見制度についての知識、成年後見制度を利用している患者を担当した経験、医療にかかわる意思決定が困難な患者への対応、成年後見人に医療行為の意思決定の支援をしてもらった事例、意思決定が困難な患者に対して適切な医療が提供できるようにするために必要な対応等。

【身元保証人に関する調査】

身元保証人等の役割、身元保証人等が得ら

れない場合の対応、身元保証等高齢者サポート事業の活用等。

3. 調査の方法

(1) 質問紙調査

質問紙調査は平成 29 年 9 月から 10 月に実施した。医療機関毎の配布枚数は、各種病院（4,602 箇所）へは成年後見人に関する調査票 6 枚と身元保証人に関する調査票 1 枚、一方、有床および無床診療所（1,500 箇所）へは成年後見人に関する調査票 1 枚と身元保証人に関する調査票 1 枚を配布した。

合計配布枚数は、成年後見人に関する調査用質問票は 29,112 枚、身元保証人に関する調査用質問票は 6,102 枚となった。

(2) ヒアリング調査

ヒアリング調査は平成 30 年 1 月から 2 月に実施した。成年後見人へ医療行為の同意を求めたケースの詳細な実態把握および身元保証人を求めるようになった経緯や身元保証人に求める役割についての詳細な実態把握を行うため、質問紙調査に回答した個人へヒアリング調査を実施した（図 1）。

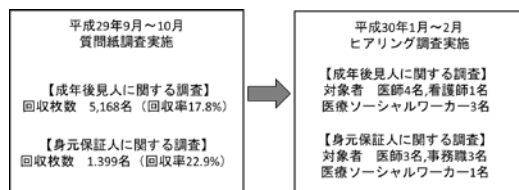


図 1 調査スケジュール

4. 研究結果の概要

(1) 成年後見人に関する調査（個人集計）

所属する医療機関において、医療にかかわる意思決定が困難な患者への対応についての規定や手順書がないと答えた回答者が 5 割超

・51.3%の回答者が「規定や手順書はない」と回答した。次いで「知らない」が 23.8%、「規定や手順書がある」と答えた回答者の割合

は 19.3%にとどまった。

医療従事者であっても成年後見制度の詳細について理解が不足している可能性

- ・成年後見制度という言葉聞いたことがある回答者は 95.5%と大多数を占めるが、成年後見制度の詳細に関する質問では、任意後見人と法定後見人の違いや成年被後見人の対象などを知らないとする回答者が約半数を占めていた。
- ・「医療行為の同意」を、成年後見人の職務内容と答えた回答者は、40.9%を占めていた。

成年後見制度を利用している患者を担当した経験のある回答者が 5 割

- ・50.1%の回答者が「成年後見制度を利用している患者を担当したことがある」と回答した。また、成年後見制度を利用した場面において、成年後見人に医療行為の同意を求めたことがある回答者が 2 割を超えていた。
- ・成年後見人に同意を求めた医療行為の内容については、「終末期にかかわる治療」が 45.1%と最も高い割合を占めていた。

医療にかかわる意思決定が困難な患者への対応で困ることは「医療行為の同意」

- ・医療にかかわる意思決定が困難な患者への対応で困った場面は「医療行為の同意」が 52.1%と最も高く、一方 32.1%の回答者が「困ったことはない」と回答した。

医療にかかわる意思決定が困難な患者の医療行為の最終決定プロセスは「カンファレンスに諮る」

- ・「医療にかかわる意思決定が困難な患者の医療行為の最終決定に際し経たプロセス」は、「カンファレンスに諮った」が 39.9%と最も多く、次いで「特に諮ってない」が 34.3%であった。

成年後見人に医療行為の意思決定の支援をしてもらった事例は約2割

- ・79.0%の回答者が「成年後見人に意思決定の支援をしてもらった事例がない」と回答し、17.7%の回答者が「事例がある」と回答した。

意思決定が困難な患者に対して適切な医療が提供できるようにするために「行政・関係団体によるガイドライン作成」への要望

- ・医療従事者が求める意思決定が困難な患者に対して適切な医療が提供できるようにするために必要だと考える対応は、「行政・関係団体がガイドラインを作成する」が72.8%と最も高かった。

(2) 成年後見人に関する調査（病院種別ごとのグループ集計）

「規定や手順書がある」と答えた回答者の割合が「規定や手順書がない」を上回ったのは「特定機能病院」のみ

- ・「規定や手順書がある」と答えた回答者の割合が「規定や手順書がない」を上回ったのは「特定機能病院」のみであり、「規定や手順書がある」（35.1%）と「規定や手順書がない」（32.5%）の割合の差もわずか2.6ポイントであった。
- ・「一般病院」、「療養病床を有する病院」、「精神科病院」、「地域医療支援病院」、「一般診療所」においては、「規定や手順書がない」と答えた回答者の割合が最も高かった。

成年後見制度についての理解の程度は、医療機関の種別によって異なる

- ・「任意後見人と法定後見人との違い」や、「成年被後見人となり得る対象者」については、一般診療所を除くその他の医療機関においては半数以上がどちらも「知っている」と答えているが、一般診療所では「成年被後

見人となり得る対象者」については半数以上が「知っている」と答えているものの、「任意後見人と法定後見人の違い」について「知っている」と答えた回答者は26.4%に留まっており、その他の医療機関と比べて大きな開きがあった。

成年後見人に同意を求めたことのある医療行為は、医療機関の種別ごとに異なる

- ・成年後見人に医療行為の同意を求めた具体的なケースは、「精神科病院」では「予防接種」と答えた回答者の割合が47.9%と最も高く、「特定機能病院」では「侵襲を伴う検査」、「終末期にかかわる治療」と答えた回答者の割合がそれぞれ43.8%と最も高く、「地域医療支援病院」においては「侵襲を伴う治療」と答えた回答者の割合が52.8%と最も高かった。その他の医療機関では「終末期にかかわる治療」と答えた回答者の割合が最も高かった。

医療にかかわる意思決定が困難な患者の対応について、病院においては「医療行為の同意」で困る場面が多い

- ・医療にかかわる意思決定が困難な患者への対応で困った場面については、「一般診療所」では「困ったことはない」と答えた回答者の割合が63.9%と最も高いが、その他の医療機関では「医療行為の同意」と答えた回答者の割合が最も高かった。

医療にかかわる意思決定が困難な患者の医療行為の最終決定プロセスは、医療機関種別ごとに異なる

- ・最終決定に際し、どのようなプロセスを経たかについては、「一般診療所」では「特に諮ってない」と答えた回答者の割合が61.5%を占めていた。「一般病院」、「療養病床を有する病院」、「精神科病院」では「カンファレンスに諮った」と答えた回答者が

約3割から4割を占めていた。「カンファレンスに諮った」と答えた回答者が、「特定機能病院」で6割、「地域医療支援病院」では5割を占め、他の医療機関と比べて特に高い割合であった。また、「精神科病院」では「病院長に諮った」と回答した割合が18.5%と他の医療機関と比べて高い割合であった。

いずれの医療機関においても、医療行為の意思決定の支援に成年後見人が参与することが少ない

- ・いずれの医療機関においても「成年後見人に意思決定の支援をしてもらった事例がない」と答えた回答者の割合が高かった。

意思決定が困難な患者に対して適切な医療が提供できるようにするために必要な対応についての要望は、医療機関の種別ごとに異なる

- ・意思決定が困難な患者に対して適切な医療が提供できるようにするために必要だと考える対応は、いずれの医療機関においても、「行政・関係団体がガイドラインを作成する」と答えた回答者が最も高い割合を占めた。「特定機能病院」と「地域医療支援病院」では「医療機関毎に対応方針やルール作りを行う」と答えた回答者が約5割と続いていた。その他の医療機関では、「医療行為の同意を代行できる人を選任する」と答えた回答者が4割から5割を占めていた。

(3) 身元保証人に関する調査（医療機関ごとの集計）

入院時に身元保証人等を求めている医療機関が6割超

- ・65.0%の医療機関が「入院時に身元保証人等を求めている」と回答していた。「入院時に身元保証人等を求めない」と回答した医療機関は23.9%にとどまった。

身元保証人等に求める役割は「入院費の支払い」、「緊急の連絡先」、「債務の保証」

- ・身元保証人等に求める役割は、「入院費の支払い」と答えた医療機関が87.8%と最も高く、次いで「緊急の連絡先」が84.9%、「債務の保証」が81.0%と続いていた。

身元保証人等を得られない場合に入院を認めない医療機関が1割弱

- ・入院にあたり身元保証人等が得られそうにない場合の対応については、75.7%の医療機関が「得られなくとも入院を認めている」と回答した。一方、「入院を認めない」と答えた医療機関は8.2%の割合を占めていた。

身元保証等高齢者サポート事業の活用を検討した場合は、実際に利用するケースが約6割

- ・身元保証人等が得られそうにない場合の対応として、「身元保証等高齢者サポート事業の検討・活用」を選択した医療機関のうち、実際にサービスを利用したと回答した医療機関は66.7%を占めていた。

身元保証等高齢者サポート事業が提供するサービスで利用したものは、「入院時の身元保証」

- ・身元保証等高齢者サポート事業を活用した医療機関が利用したことのあるサービスは、「入院時の身元保証」が68.3%と最も高かった。

身元保証等高齢者サポート事業において望まれていることは、決定までの時間の長さや緊急時の対応、サービス料金面での改善

- ・今後、必要と思われるサービスについては、自由記載の意見から、安価で利用できるサービスが挙げられていた。

(4) 身元保証人に関する調査（病院種別ごとのグループ集計）

入院時に身元保証人等を求めていることは、病院の種別によって大きな差異がない

- ・「一般病院」、「療養病床を有する病院」、「精神科病院」、「地域医療支援病院」は、「入院時に身元保証人等を求めている」と回答した医療機関が約9割前後を占めていた。

入院にあたり身元保証人等が得られそうにならない場合に「入院を認めない」一般診療所が2割超

- ・入院にあたり身元保証人等が得られそうにならない場合の対応については、「一般診療所」では「入院を認めない」が23.3%と、他の医療機関と比べて高い割合を占めていた。

身元保証人等が得られない患者への対応の規定や手順書の有無は、医療機関種別ごとに異なる

- ・身元保証人等が得られない患者への対応の規定や手順書については、「規定や手順書がある」と回答した医療機関は、「特定機能病院」で26.7%と最も高く、次いで「地域医療支援病院」が18.6%と続いていた。「規定や手順書がない」と答えた医療機関は、「一般診療所」で83.9%と最も高く、次いで「療養病床を有する病院」が78.2%と続いていた。

医療機関の規模や機能によって活用している身元保証等高齢者サポート事業の提供者や、利用サービス内容に差異がある

- ・「一般病院」、「療養病床を有する病院」、「精神科病院」では身元保証等高齢者サポート事業を活用している割合が高く、「特定機能病院」や「地域医療支援病院」、「一般診療所」では身元保証等高齢者サポート事業の活用が少なかった。

C. 考察

「成年後見人に関する調査」および「身元保証人に関する調査」に関して結果の分析を行い、新たな課題を明らかにすることで、平成30年

度以降の次期計画に資することを目的とし、平成29年度の研究班による調査方法、分析結果、残された課題など平成29年度の研究終了までのプロセスに関する経過報告を行った。今後も引き続き、課題の検討とそれに必要な分析結果や統計情報等の提供を実施する。さらに次年度計画に向けた、病院規模ごとのモデル事業を明確にしていける予定である。

また、質問紙調査およびヒアリング調査に関して、成年後見人に関する事項では、医療にかかわる意思決定が困難な患者への対応についての規定や手順書がない医療機関が多く、規定のない中で個別の対応を求められている現状がうかがえた。医療にかかわる意思決定が困難な患者への対応では「医療行為の同意」に苦慮しており、医療行為の同意を、成年後見人に求めている現状もうかがえた。今後、成年後見人は身上監護の点から、医療行為の意思決定の支援に参加してもらうことが望まれる。そのためには、成年後見制度の理解の促進やアドバンス・ケア・プランニングの推進が重要である。加えて、医療機関の種別によって、医療にかかわる意思決定が困難な患者への対応について規定や手順書の有無、成年後見制度を利用している患者を担当した経験、医療にかかわる意思決定が困難な患者への対応における困りごと等が異なることが示唆された。医療機関によって環境要因や人的要因が大きく異なることを考慮して、医療機関規模別、機能別に好事例の調査を実施し、それぞれのモデル事例を周知することが望まれる。

一方、身元保証人に関する事項では、多くの医療機関において、入院時に身元保証人等を求めることは慣習として広まっており、身元保証人等は医療費の支払いから日常の世話までを網羅する家族と同様の役割を求められていることがうかがえた。身元保証人等がないこと

が入院を拒否する正当な理由に該当しないことが認識されていない医療機関が存在する可能性も示唆されたため、身元保証人等が得られない場合の入院がどのようなプロセスを経て、入院に至っているのか、また入院を拒否するプロセスについてのヒアリング調査が望まれる。身元保証等高齢者サポート事業については、医療機関の規模や機能によって活用している身元保証等高齢者サポート事業の提供者や、利用サービス内容に差異がある可能性が示唆されたため、医療機関の規模別、機能別にどのような差異があるのかを詳細に調査をし、現状のサービスで活用されている部分と不足している部分を整理していく必要がある。

D. 結論

1. 成年後見人に関する調査（個人集計）

○所属する医療機関において、医療にかかわる意思決定が困難な患者への対応についての規定や手順書がないと答えた回答者が5割を超えていた。

○医療従事者であっても成年後見制度の詳細について理解が不足している可能性がある。

○直近1年間で成年後見制度を利用している患者を担当した経験のある回答者は5割であった。

○医療にかかわる意思決定が困難な患者への対応で困ることは「医療行為の同意」が多かった。

○医療にかかわる意思決定が困難な患者の医療行為の最終決定プロセスは「カンファレンスに諮る」が多かった。

○成年後見人に医療行為の意思決定の支援をしてもらった事例は約2割であった。

○意思決定が困難な患者に対して適切な医療が提供できるようにするために「行政・関係団体によるガイドライン作成」への要望が多かった。

た。

2. 成年後見人に関する調査（病院種別ごとのグループ集計）

○「規定や手順書がある」と答えた回答者の割合が「規定や手順書がない」を上回ったのは「特定機能病院」のみであった。

○成年後見制度についての理解の程度は、医療機関の種別によって異なっていた。

○成年後見人に同意を求めたことのある医療行為は、医療機関の種別ごとに異なっていた。

○医療にかかわる意思決定が困難な患者の対応について、病院においては「医療行為の同意」で困る場面が多かった。

○医療にかかわる意思決定が困難な患者の医療行為の最終決定プロセスは、医療機関種別ごとに異なっていた。

○いずれの医療機関においても、医療行為の意思決定の支援に成年後見人が参与することが少なかった。

○意思決定が困難な患者に対して適切な医療が提供できるようにするために必要な対応についての要望は、医療機関の種別ごとに異なっていた。

3. 身元保証人に関する調査（医療機関ごとの集計）

○入院時に身元保証人等を求めている医療機関が6割超であった。

○身元保証人等に求める役割は「入院費の支払い」、「緊急の連絡先」、「債務の保証」が多かった。

○身元保証人等を得られない場合に入院を認めない医療機関は約1割であった。

○身元保証等高齢者サポート事業の活用を検討した場合は、実際に利用するケースが約6割であった。

○身元保証等高齢者サポート事業が提供するサービスで多く利用されていたものは、「入院時の身元保証」であった。

○身元保証等高齢者サポート事業において望まれていることは、決定までの時間の長さや緊急時の対応、サービス料金面での改善という意見が多かった

4. 身元保証人に関する調査（病院種別ごとのグループ集計）

○入院時に身元保証人等を求めていることは、病院の種別によって大きな差異がなかった。

○入院にあたり身元保証人等が得られそうにない場合に、「入院を認めない」一般診療所が2割超であった。

○身元保証人等が得られない患者への対応の規定や手順書の有無は、医療機関種別ごとに異なっていた。

○医療機関の規模や機能によって活用している身元保証等高齢者サポート事業の提供者や、利用サービス内容に差異があった。

E. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

F. 知的財産権の出願・登録状況

なし